

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

平成17年度の経常収益は766,475百万円、経常費用は762,911百万円、経常利益は3,563百万円です。平成17年度において当期純利益は327百万円が生じておりますが、主な要因は、診療報酬上の上位基準取得による診療業務収益の増や、退職給付費用の減少による一般管理費の減及び固定資産除却損の減によるものです。

損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
勘定科目	平成 16年度	平成 17年度	勘定科目	平成 16年度	平成 17年度
経常費用	745,863	762,911	経常収益	746,059	766,475
診療業務費	658,762	679,225	診療業務収益	688,573	709,477
教育研修業務費	6,733	7,170	教育研修業務収益	3,240	3,817
臨床研究業務費	7,759	8,394	臨床研究業務収益	6,423	7,369
一般管理費	48,996	43,369	その他経常収益	47,822	45,811
その他経常費用	23,610	24,751			
固定資産売却損	722	619	固定資産売却益	9	72
固定資産除却損	4,950	1,732	物品受贈益	15,559	137
損害補償損失引当金繰 入額	1,102	130	その他臨時利益	7,708	444
賠償金等負担額	1,651	865			
その他臨時損失	16,606	543			
当期純利益	-	327	当期純損失	1,560	-
合計	770,897	767,129	合計	770,897	767,129

(1) 経常収益の状況

経常収益は、病院における入院収入や外来収入などの診療業務収益が709,477百万円、看護師等養成所における学生からの授業料や地域医療研修センターにおける研修収益などの教育研修業務収益が3,817百万円、製薬メーカーからの治験にかかる収入などの臨床研究業務収益が7,369百万円、その他経常収益が45,811百万円となっており、経常収益の92.5%を診療業務収益が占めています。

その他、固定資産売却益が72百万円、物品受贈益が137百万円、その他臨時利益が444百万円となりました。

(2) 経常費用の状況

経常費用は、病院における医師・看護師等の給与費や医薬品等の材料費などの診療業務費が679,225百万円、看護師等養成所や地域医療研修センターにおける職員の給与費などの教育研修業務費が7,170百万円、臨床研究センターにおける医師等の給与費や研究用医薬品等の材料費などの臨床研究業務費が8,394百万円、一般管理費が43,369百万円、その他経常費用が24,751百万円となっており、経常費用の89.0%を診療業務費が占めています。

その他、固定資産売却損が619百万円、固定資産除却損が1,732百万円、損害補償損失引当金繰入額が130百万円、賠償金等負担額が865百万円、その他臨時損失が543百万円となりました。

2. 対処すべき課題

当機構は、企業会計原則の下、収支相償（経常損益ベース。以下同じ）の運営が求められており、独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務運営全般にわたって抜本的な改善を図るとともに、当機構全体として収支相償の経営を目指して業務の効率化を一層図る必要があります。

（1）効率的な業務運営体制の確立

効率的な業務運営体制となるよう、組織の役割分担の明確化、管理体制の再編成、弾力的な組織の構築を行い、加えて、その期待される使命を確実に果たせるよう人員配置等について見直し等を行っております。

また、業務の適正かつ能率的な執行を図るとともに会計処理の適正を期すことを目的として、内部監査に精力的に取り組むこととしています。

複数副院長制の推進

病院の機能に応じて特命事項を担う副院長の設置を行うことで、副院長の役割と院内での位置づけを明確にするとともに、効率的・弾力的な運営に努めております。

地域医療連携室等の専任職員の確保

当機構では、地域医療連携室及び医療安全管理室を全病院に設置しており、今後も専任職員を増やしていくことで、地域医療の推進及び医療安全体制の強化に努めております。

看護部門の体制強化

看護部門について、病棟部門では、医療の質の向上を図るため、上位基準取得に必要な看護師の確保を図り、外来部門では、業務量の変化に対応した、常勤職員及び非常勤職員の効率的な配置を行うこととしております。

さらに、病棟部門と外来部門の職員の連携を図ることにより、より効率的・効果的な病院運営を行うこととしております。

（2）業務運営の見直しや効率化による収支改善

各病院の特性を活かした良質な医療の提供を図るとともに、組織編成や職員の適正配置などの業務運営の見直しを通じて、診療収入等の増収及び経費節減を図り、各病院の収支改善を促進することとしております。

業務運営コストの節減等

当機構では、材料費率の抑制を図るため、医薬品及び大型医療機器の共同入札によるコスト削減を行っているところでありますが、これに加え、消耗品等の購入方法の見直しを行い材料費等の経費の節減に努めております。

また、ランチラボ（臨床検査の院内委託業務）の導入や、給食業務の全面委託の導入の拡大により、コスト低減に配慮した運営に努めております。

業務運営の効率化

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、人件費削減に向けた取り組みを行いますが医療法（昭和23年7月30日法律第205号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年7月16日法律第110号）等の国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含めた政策医療の推進のための対応とともに、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇の改善等にも留意しつつ、適切な取り組みに努めます。

また、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しに取り組めます。

医療資源の有効活用

当機構が有する人的・物的資源及びそのネットワークを有効に活用して、経営改善を行っております。

稼働率の低い医療機器等につきましては、地域の医療機関との連携を強化し共同利用を行うことで稼働率を向上させ効率的な運営を図っております。

また、病診連携・病病連携の推進等により、患者の紹介又は逆紹介を行うことで、平均在院日数の短縮や新規患者の受入数の増加を図り、収支の改善に努めております。
診療事業以外の事業の効率化

臨床研究事業につきましては、当機構全ての病院を結ぶ治験ネットワークを活用し、迅速で質の高い症例を多数提供することで、その推進を図っております。

看護師等養成所につきましては、これまで全国一律で定めていた授業料、入学金について、各養成所の実情に応じた見直しを行い、収入の確保に努めております。

IT化の推進及び活用

企業会計原則への移行に伴う新たな会計処理へ適切に対応するため、当機構においては、全施設に財務会計システムを導入しています。

この財務会計システムを有効活用して、各病院の月次決算の状況を把握し経営分析を行うことにより、問題点に対する改善を行っております。

業務・システム最適化

国立病院機構総合情報ネットワークシステムにおける、システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図ります。

契約方法の見直し

当機構が行う契約方法につきましては、医療事業の特性にも配慮して安全性など質の確保にも十分留意しつつ、より競争性と透明性の高い契約とするべく、契約方法の見直しを行っております。

(3) 固定負債割合の改善

各病院の機能の維持を図りつつ、適切な投資を計画的に行うことにより、当機構の固定負債の減少を図ることとしております。建物整備にあたっては、一定の自己資金を用意することを原則とするなど、長期借入金の償還確実性等を確保するほか、予定価格の設定や落札後の価格交渉に工夫を加えるなど建築コストの削減にも努めております。

3. 事業等のリスク

ここでは、当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は平成18年9月13日現在において当機構が判断したものです。

(1) 国の政策及び外部評価に伴うリスク

当機構は、国の政策を実現するための機関であり、国の政策が当機構の業務に影響を与える可能性があります。

また、当機構の業務の実績については、通則法により、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならないこと及び当該評価の結果について、審議会等が必要な意見を述べることが定められております。

同法では、厚生労働大臣は、当機構の中期目標の期間の終了時において、両委員会から意見を聞き又は必要な勧告を受けた上で、業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされており、評価の結果によっては、業務の運営形態等が見直される可能性があります。

(2) 診療報酬改定によるリスク

当機構の診療事業にかかる医業収益については、厚生労働大臣が定める診療報酬体系等に基づき算定されるため、概ね2年に1度実施される診療報酬改定により影響を受ける可能性があります。

当機構においては、病病連携・病診連携の推進による在院期間の短縮及び給与体系の見直しや医薬品等の共同購入の拡大による経費の圧縮により、リスクの軽減につとめております。

(3) 人材確保にかかるリスク

医師、看護師等の医療従事者について必要数を満たすことが出来ない場合、業務の運営に支障をきたす可能性があります。

当機構では、各病院において、医師の臨床研修体制の充実や看護師のキャリアパス制度の構築等による取り組みを行うとともに、本部においては、病院間医師派遣の仕組みを規定するなど医師の確保が困難な施設の支援を行うことにより、リスクの軽減に努めております。

(4) 訴訟リスク

医療事故の発生具合によっては、医療事故訴訟等による賠償金が発生することがあります。

当機構では、医療安全管理のためのマニュアルの作成や医療従事者の研修の実施、医療機器の仕様の標準化等により医療安全対策の徹底を図っているほか、賠償金について損害補償損失引当金の計上等を行い、リスクの軽減に努めております。

(5) 医業未収金等の回収リスク

医業収益にかかる医業未収金（患者自己負担分）等の回収不能による損失を被る可能性があります。

当機構では、本部・ブロック事務所において各病院の状況を適宜把握し、病院に対して医業未収金等の回収にかかる指導を行うほか、医業未収金については、貸倒実績等に基づく貸倒引当金の計上を行う等により、リスクの軽減に努めております。

(6) 個人情報保護に関するリスク

何らかの事情により個人情報が漏洩した場合、不正利用などの事態が生じた場合において、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に抵触し、勧告、命令、罰則等を受け、社会的信用が低下する恐れがあります。

当機構においては、個人情報の取り扱い及び開示に関する手引きを作成し、全職員に対して周知を図るとともに、各病院で個人情報保護に関する研修会を実施するなど、リスクの軽減に努めております。

(7) 金利変動リスク

当機構では建物整備及び医療機器の整備について、財政融資資金借入れ等による資金調達を行っており、金利の急激な変動が生じた場合には、資金調達費用が増加する可能性があります。

(8) 事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは業務遂行上の事故の発生等を原因として損失を被る可能性があります。当機構では、内部規程、マニュアル等を整備し、全ての事務について事務内容や決裁権限を明確化し、また、内部監査の実施等により、リスクの軽減に努めております。

(9) システムリスク

コンピューターシステムのダウン及び誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被る可能性があります。当機構では、システムのアクセス制限やバックアップシステムの確立等によりリスクの軽減に努めております。

4 . 経営上の重要な契約事項等

該当事項はありません。

5 . 研究開発活動

(1) 一般臨床に役立つ独自の臨床研究の推進

当機構では、全国 146 力所(平成 18 年 3 月 31 日現在)のネットワークを活用した「E B M 推進のための多施設大規模臨床研究」を行っています。本研究事業のような多施設における大規模での臨床疫学研究は我が国では前例をみないものであります。

平成 16 年 7 月に外部委員から構成される臨床研究推進委員会を本部に設置し、研究課題の選定を行い、その結果、以下の 9 課題を選定し、多施設共同研究を開始しているところです。

【 E B M 推進のための多施設大規模臨床研究 】

平成 16 年度

人工栄養(中心静脈栄養もしくは経腸栄養)を行う際の医療行為の安全性、患者予後に関する観察研究

わが国の高血圧症における原発性アルドステロン症の実態調査研究

急性心筋梗塞全国共同悉皆調査による臨床評価指標とその評価

心房細動による心原性脳塞栓予防における抗血栓療法の実態調査

消化器外科手術の施設間技術評価法の確立

平成 17 年度

慢性呼吸器疾患における、機械的人工換気療法の適用基準、安全性、患者予後、Q O L、医療経済効果に関する観察研究

「E B M に基づく胃潰瘍診療ガイドライン」の妥当性に関する臨床的検討

ステロイド療法の安全性の確立に関する研究

急性腸間膜虚血症の疫学調査

(2) 政策医療ネットワークを活かした臨床研究の推進

政策医療 8 分野をそれぞれ統括する臨床研究センターを中心とした共同臨床研究の活性化のため、各センターの臨床研究センター長と本部研究課との間で情報交換会を 4 度行いました。また、臨床研究センターを有する政策医療 8 分野に関する共同臨床研究課題の状況について、臨床研究推進委員会に報告するとともに意見聴取を行いました。現在、各政策医療分野において、臨床計画 5 ヶ年計画に基づき以下の臨床研究を実施しております。

また、政策医療ネットワークにおけるその他の 11 分野等に関する共同研究については、平成 17 年度は、本部内の「多施設共同研究等課題選定委員会」によって課題の審査を行い、新規・継続合わせて、平成 16 年度の 100 課題に対して 129 課題を採択いたしました。

【臨床研究センターを中心とした臨床研究課題数】

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

臨床研究センター	疾患名	課題数
千葉東病院	腎疾患	7 件
東京医療センター	感覚器疾患	8 件
村山医療センター	骨・運動器疾患	6 件
相模原病院	免疫異常疾患	6 件
名古屋医療センター	血液・造血器疾患	11 件
京都医療センター	内分泌・代謝疾患	4 件
近畿中央胸部疾患センター	呼吸器疾患	5 件
長崎医療センター	肝疾患	7 件

(3) 治験の推進事業

当機構では、質の高い治験を迅速に、しかも効率的に推進することを目標のひとつとしており、そのために、各病院での治験実施体制の強化に加えて、機構本部による各病院への支援、治験実施医師へのインセンティブの向上などをポイントとして進めております。

機構内治験実施体制の確立

本部に治験推進室を設置して、各病院に対する治験窓口として活用すると共に、各病院には治験管理責任者、治験管理実務責任者を定めて、本部と各病院との治験等に関する連絡・調整を行う治験ネットワークを平成16年4月から確立しております。

また、治験等依頼者に対する治験実施相談窓口を治験推進室に設け、治験実施相談業務も積極的に行っております。

病院に対する支援

治験等の受託、実施を円滑に行うために、各病院において治験を総括し、対外的な窓口となっている治験管理責任者や治験管理実務責任者を対象として、治験責任者会議を適宜開催して、本部と病院及び病院間の情報提供、情報交換を行っております。

また、本部に在籍している治験専門職の実務支援による治験実施体制の強化に取り組んでいます。

企業に対する対応

治験推進室と各病院の役割、治験実施体制や取り組み等について、東京と大阪において依頼者一括説明会(平成17年度においては、合わせて500名以上が出席)を開催しています。

また、本部治験推進室についてのパンフレットを作成し、製薬企業、医療機器企業に配布するとともにホームページを作成して情報を発信しています。さらに、企業を個別訪問し、当機構の治験への取組みや、治験実施相談業務等について説明を行っています。

治験等受託研究実績

平成17年度治験等受託研究実績 約4,402百万円

	平成16年度	平成17年度
治験実施症例	3,560件	4,173件
対前年度実績比	+27.6%	+17.2%

(4) 高度先端医療技術の開発や臨床導入の推進

当機構が国内の医療を大きく担っている神経難病、結核等の医療分野における医療の質向上のための高度先端医療技術の開発及び臨床導入例として、以下の通りの実績をあげることができました。

【最近の主な研究開発の実績】

グルタミン酸受容体自己抗体による自己免疫性神経疾患の診断（静岡てんかん・神経医療センター）
頭蓋内発作時脳波記録における低・高周波解析によるてんかん焦点の決定（静岡てんかん・神経医療センター）
新しい結核DNAワクチンの開発（近畿中央胸部疾患センター）

また、高度先端医療技術の開発等を推進するために、当機構で実施された職務発明について、高度医療先端技術も含めて権利化を進めており、平成17年度において14件の発明が届けられ、以下の9件の特許等出願を行いました。

【平成17年度における特許等出願内容】

ドーパミンアゴニスト治療に付随するジスキネジーを処理するためのAMPAレセプターアンタゴニスト投与方法（宇多野病院）
DNAワクチン組成物（近畿中央胸部疾患センター）
アトピー性皮膚炎外用剤及びその製造方法（三重病院）
頭部保護具（静岡てんかん・神経医療センター）
ヒト免疫不全ウイルス-1遺伝子の検出、定量方法及び治療方法（名古屋医療センター）
ガイドワイヤー型超音波血栓溶解装置（熊本医療センター）
眼科検査プログラム、眼科検査装置システム及び眼科検査システム（東京医療センター）
脂質メディエーターを標的とした破骨細胞による骨吸収の抑制法（大阪南医療センター）
昇降・回転式電動イーゼル（徳島病院）

発明の名称は一部省略、括弧内は発明者の所属病院、企業等の共同出願を含む。

6. 財政状態及び経営成績の分析

(1) 平成17年度末(平成18年3月31日)における財政状態について

平成17年度末における資産は1,149,016百万円です。これらの資産のうち911,384百万円(全体の79.3%)を土地・建物・医療用器械備品等の有形固定資産が占めています。また、負債・資本においては、借入金719,347百万円が負債・資本全体の62.6%を、政府出資金143,758百万円が全体の12.5%を占めています。

【財政状態の概況】 (単位:百万円)

	平成16年度末	平成17年度末
資産の部	1,150,569	1,149,016
負債の部	912,547	897,372
資本の部	238,021	251,644
負債・資本合計	1,150,569	1,149,016

(2) 平成17年度における経営成績について

平成17年度における経常収益は766,475百万円です。一方の経常費用は762,911百万円であり、経常利益は3,563百万円を確保しています。その他の臨時利益、臨時損失を加味した当期純損失は327百万円です。

【経営成績の概要】 (単位:百万円)

	平成16年度	平成17年度
経常収益	746,059	766,475
経常費用	745,863	762,911
経常利益	196	3,563
臨時利益	23,277	654
臨時損失	25,034	3,891
当期純利益又は損失	1,560	327
当期総利益又は損失	1,560	327

(3) 平成17年度における行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するための独立行政法人独自の計算書類であり、独立行政法人の財務諸表の一つとして作成しております。行政サービス実施コストとは、「独立行政法人の業務運営に関して、国民の負担に帰せられるコスト」のことをいいますが、独立行政法人の損益計算書等には計上されないが、広い意味で最終的に国民の負担に帰すべきコストも存在します。行政サービス実施コスト計算書は、これらのコストを集約して表示しております。

(単位:百万円)

	平成16年度	平成17年度
業務費用	54,236	53,154
損益外減価償却相当額	2,645	2,464
機会費用	3,467	4,674
行政サービス実施コスト	60,349	60,293

(4) 平成18年度財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

財政投融资を活用している事業については、将来の国民負担がどの程度になるかを明らかにする等のため政策コスト分析を行っており、分析結果については財務省より公表されています。

分析に当っては一定の前提条件（診療業務収入の伸率、人件費率の減、材料費率の低減等）を設定して将来に亘るキャッシュ・フロー等を推計し、それに基づいて、国から将来に亘って投入される補給金等と、これまで投入された出資金等による利払い軽減効果（国にとっての機会費用）などの額を試算しています。

（単位：億円）

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	増 減
1. 国からの補給金等	3,355	2,963	392
2. 国への資金移転	-	-	-
1～2 小計	3,355	2,963	392
3. 国からの出資金等の機会費用分	2,060	1,554	+506
1～3 小計	1,295	1,409	+114
4. 欠損金の減少分	-	-	-
1～4 合計 = 政策コスト	1,295	1,409	+114
分析期間（年）	32	37	+5

注）平成 18 年度政策コスト分析については 127 頁以降に掲載しています。

（５）独立行政法人評価委員会における業績評価について

当機構は、通則法第 32 条に基づき、評価委員会の業績評価を受けています。以下は、平成 17 年度における当該評価結果を当機構が抜粋したものです。

平成17年度業務実績全般の評価

国立病院機構は、安全で質の高い医療を効率的に提供していくことが求められている。具体的には、国の医療政策を踏まえつつ患者の目線に立った適切な医療を提供する診療事業、国立病院機構のネットワークを活用した臨床研究事業、質の高い医療従事者を養成する教育研修事業等を安定的な経営基盤を確立しつつ効率的・効果的に運営していくことを目指している。

独立行政法人に移行後2年度目にあたる平成17年度においては、初年度から取り組まれた病院長の裁量・権限の拡大等を通じた業務進行状況の迅速な把握と業務改善への努力が全体として着実に実を結びつつあることがうかがえる実績となっている。

特に、積極的な業務運営の効率化と収支改善に向けた取組は、初年度に引き続き2期連続して中期目標に掲げる経常収支に係る目標を全体として達成したことに加え、2年目に純利益（単年度）を計上するなど特段の実績を上げている。こうした全体としての大きな成果は、理事長のリーダーシップの下に、各病院長をはじめ職員が懸命な経営努力をした結果であると高く評価する。なお、病院の収支は種々の環境等に左右されるが、今後とも中期目標の期間全体において目標値を達成できるよう努められたい。

また、平成17年度においては、救急医療への取組や地域連携パスを含むクリティカルパス活用の進展など質の高い医療の提供について着実に実績を上げている。

さらに、機構のネットワークを活かした臨床研究活動やE B Mの推進に向けた取組が順調に進捗しているほか、質の高い治験の推進に向けた取組も実績を上げている。

着実に経営が改善される中、今後とも、患者の目線に立った良質な医療と健全な経営とのバランスがとれた一層の取組を期待したい。

なお、国立病院機構の契約に関して、医療事業として求められる安全性や質の確保に充分留意しつつ、独立行政法人としてより透明性と競争性の高い契約とすべく厳正かつ適切な取組を望むものである。

これらを踏まえると、中期目標の2年度目に当たる平成17年度の業務実績については、全体としては国立病院機構の設立目的に沿って適正に業務を実施したと評価できるものである。地域の医療機能の分化・連携等我が国の医療提供体制のあり方が大きく変わりつつある現在、全国に146病院のネットワークからなる国立病院機構が、我が国の医療政策における役割等も踏まえ、今後ともそのネットワークを活用して積極的に国民医療の向上に貢献していく姿勢を期待したい。

なお、具体的評価内容等の全文につきましては、
当機構ホームページ（http://www.hosp.go.jp/jouhoukoukai_teikyuu.html）又は
厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/08/s0824-5.html>）
に掲載されています。